

第Ⅱ部 道 路 事 業

第1章 道路事業の概要

本市が管理する道路の延長は、大正9年の旧道路法施行当初は141kmであったが、平成元年の政令指定都市移行に伴う国道（指定区間外）及び県道の宮城県からの管理移管や、隣接市町との合併、都市計画道路や国県市道等の新設、区画整理など住宅地の開発に伴う道路や私道の市道編入等により、令和6年4月1日現在では、13,352路線、実延長3,801.6km（舗装率98.6%）となっている。

道路は、自動車や歩行者、自転車等の通行を担い、人や物資の輸送に必要不可欠な施設である。また、上下水道、電気、ガス、通信といったライフラインの収容空間としての役割のほか、事故や災害時には緊急車両の通路や人々の避難路になるなど、市民一人ひとりの暮らしを支える最も身近な社会資本のひとつである。

本市はこれまで、将来のまちづくりや市民生活の向上の観点から道路事業を進めてきたところであり、東日本大震災以降においては復旧・復興をはじめとした、様々な取組みを着実に推進してきた。一方、安全対策の必要性の高まりや自然災害に対する防災・減災の取組み、仙台市基本計画で示された2021年からの新たなまちづくりへの対応など、本市の道路事業をとりまく状況は変化している。

このような状況を踏まえ、令和3年4月には「仙台市道路事業方針」を策定したところであり、安全で安心な暮らしを支えるまちづくり、魅力的で活力のある都市を支えるまちづくり、持続可能で強靱な都市を支えるまちづくりの3つの基本方針のもと、引き続き、本市のまちづくりを支える道路事業を進めていく。

■仙台市道路事業方針(令和3年度～令和12年度)における基本方針

基本方針1 安全で安心な暮らしを支えるまちづくり			
主要施策	生活道路の整備推進	道路のバリアフリー化	道路の維持管理
主な取組み	交通安全対策、歩道整備など	歩行空間のバリアフリー化、街路樹の根上がり対策	道路パトロールの実施、冬道対策の推進など
基本方針2 魅力的で活力のある都市を支えるまちづくり			
主要施策	広域的な道路ネットワークの整備	鉄道駅周辺の道路環境整備	道路空間利活用の推進
主な取組み	都市計画道路の整備、国道・県道の整備など	鉄道駅周辺の道路環境整備など	道路空間の利活用、道路空間の再構成
基本方針3 持続可能で強靱な都市を支えるまちづくり			
主要施策	道路の防災・減災対策	無電柱化の推進	道路施設の長寿命化
主な取組み	緊急輸送道路等の機能強化、橋梁の耐震補強など	無電柱化整備の推進、電柱・電線の新設抑制	橋梁やトンネルなどの道路施設の長寿命化

第2章 道路の管理

道路法に定める道路には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類があり、このうち仙台市は、市内の一般国道（指定区間外）、県道及び市道の管理を行っている。

1 道路の現況

令和6年4月1日現在、本市の管理する道路の現況は、一般国道（指定区間外）51.5 km、県道 244.9 km、市道 3,505.2 kmで、実延長は3,801.6 kmとなっている。

■道路の現況

（令和6年4月1日現在）

道路種別	総延長 (m)	重用延長 (m)	未供用延長 (m)	実延長 (m)	舗装		備考	
					延長 (m)	舗装率 (%)		
一般国道 (指定区間)	90,984.0	22,848.0	0.0	68,136.0	68,136.0	100.0	・4号(仙台バイパス) ・45号 ・48号(457号と一部重用) ・6号(4号と全線重用[苦竹IC終点], 仙台東部道路, 仙台南部道路) ・47号(4号と全線重用[苦竹IC起点])	
一般国道 (指定区間外)	73,096.6	21,593.5	0.0	51,503.1	51,503.1	100.0	・48号(286号と一部重用) ・286号 ・346号(45号と全線重用) ・457号	
県道	主要地方道	142,378.9	3,889.0	5,971.5	132,518.4	132,518.4	100.0	12路線
	一般県道	123,073.3	9,071.3	1,669.9	112,332.1	112,332.1	100.0	23路線
	計	265,452.2	12,960.3	7,641.4	244,850.5	244,850.5	100.0	35路線
市道	3,581,480.8	30,748.7	45,532.2	3,505,199.9	3,449,131.6	98.4	13,314 路線	
小計	3,920,029.6	65,302.5	53,173.6	3,801,553.5	3,745,485.2	98.5	13,352 路線	
合計	4,011,013.6	88,150.5	53,173.6	3,869,689.5	3,813,621.2	98.6		

（資料：道路管理課）

2 市道路線の認定等

(1) 市道路線の認定手続き

仙台市市道路線認定基準（昭和47年11月1日施行）に基づき、本市が道路を新設した場合、土地区画整理事業や開発行為により新設した道路の引継ぎを受けた場合、既設の私道等の寄付を受けた場合などには、議会の議決を経て路線の認定を行い、その旨を告示している。

(2) 道路の区域の決定及び供用の開始

道路管理者は、路線の認定が告示された場合には、遅滞なく道路の区域を決定し、公告しなければならない。道路の区域が決定されると、道路管理者の許可なしには当該区域内において土地の形質の変更や工作物の新築等ができなくなる。

また、道路管理者は、道路が一般交通に差し支えない程度に整備された場合には、道路の供用を開始し、その旨の公告を行う。

3 道路の占用

道路は、人や車両の通行の用に供するだけでなく、生活に必要不可欠な上下水道、ガス、電気、電話等の施設を収容する場所としての役割を持っており、市民生活や経済活動を支える重要な施設である。

道路の地上及び地下に一定の施設を設けて、これを継続的に使用することを道路の占用といい、占用するためには道路管理者の許可を受けなければならない。占用許可にあたっては、道路法に適合する占用物件で、道路構造、道路交通の確保、道路の景観等に支障とならない範囲で許可している。

なお、同一箇所水道工事、ガス工事等の道路占用工事が繰り返され、道路の損傷や円滑な道路交通の阻害、騒音・振動による住民の生活環境の悪化等が生じることのないよう、道路管理者及び占用者で構成する仙台市道路占用工事連絡協議会を設置し、工事計画・施工時期及び工事方法等について調整している。

また、歩行者・自転車等の通行の障害、都市景観の障害となる不法占用物件（置き看板、のぼり旗など）は、是正勧告・指導を強化し、適正化に努めている。

■道路占用料（令和5年度） 件数…2,670件 収納額…1,789,809千円

4 車両の通行制限

道路は公共の施設であり、基本的には誰でも自由に通行することができる。しかし、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路を通行する車両の幅、重量、長さ、最小回転半径等については政令で最高限度が定められており、これを超える車両は通行することができない。ただし、道路管理者は、車両の構造や積載する貨物の特殊性により必要やむを得ないと認める場合に限り、車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路や通行時間等について、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するための必要な条件を付して、通行を許可している。この許可を受けることなく車両を通行させた者や、許可に付した条件に違反して車両を通行させた者には、罰則が適用される。

■特殊車両通行許可数（令和5年度） 件数…242件 許可台数…663台

○一般的な最高限度…幅 2.5m 重量 20～25t 高さ 3.8～4.1m 長さ 12m

最小回転半径 12m 軸重 10 t 隣接軸重 18～20 t 輪荷重 5 t

（根拠法令：道路法第 47 条及び第 47 条の 2，車両制限令）

5 私道等整備事業

(1) 私道等整備補助

私道等の整備補助金交付要綱（昭和 47 年 7 月 1 日施行）に基づき、町内会等が生活環境の向上を図るため、一般公衆の用に供されている私道等の整備または災害復旧を行う場合、一定の要件を満たすものについて市がその経費の一部を補助している。

■令和 5 年度交付額…73,414 千円（うち地域生活関連整備事業 7,147 千円）

(2) 街路灯整備補助・街路灯電気料補助

仙台市街路灯補助金交付要綱（昭和 55 年 4 月 1 日施行）に基づき、私道等の道路照明を向上させ、交通安全の確保を図るため、町内会等が行う私道等への LED 灯による街路灯の新設・交換または街路灯の維持管理経費（電気料）について、市がその経費の一部を補助している。

■令和 5 年度交付額…42,981 千円（うち地域生活関連整備事業 7,260 千円）

6 自主財源の確保(歩道橋ネーミングライツ)

(1) 導入趣旨

仙台市の所管する道路施設を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を道路の維持管理費に充当して、市民の安全安心と市民サービスの向上を図ることを目的に、平成 26 年度より歩道橋ネーミングライツを導入している。

(2) 募集及び対象

歩道橋ネーミングライツでは、導入趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業等（パートナー企業）を公募により募集している。

対象となる歩道橋は、仙台市が管理する歩道橋 41 橋のうち J R の跨線橋や愛称名の表示スペースの取れないもの等を除いたものとし、令和 6 年 4 月 1 日現在で 30 橋において歩道橋ネーミングライツパートナー協定を締結している。

※公募内容

金額 年額 30 万円以上（消費税別途）、期間 原則 3 年以上

■歩道橋ネーミングライツパートナー協定の実施状況(各区分)（令和 6 年 4 月 1 日現在）

青葉区管内 (うち宮城総合支所)	宮城野区 管内	若林区 管内	太白区管内 (うち秋保総合支所)	泉区 管内	合計
11 橋 (2 橋)	6 橋	4 橋	7 橋 (0 橋)	2 橋	30 橋

※協定期間の年数は、3 年（16 橋）、5 年（6 橋）、7 年（5 橋）、10 年（3 橋）となっている。

※歩道橋施設命名権収入（令和 5 年度） 収入額 14,918 千円（29 橋）

（資料：道路管理課）

7 道路の愛称

市民生活の利便性や市民の道路に対する愛護精神を高めることを目的として、昭和57・58年度に市内の15の道路について、道路愛称を命名している（道路愛称は、応募のあった中から、学識経験者、報道機関、市民代表等で構成する「仙台市道路愛称名選考委員会」が選考した）。

平成7年度に区の魅力あるまちづくりを推進する観点等から、愛称の選考は各区で行うことや対象路線の範囲を拡大することなどの見直しを行い、「仙台市道路愛称命名事業実施要綱」（平成8年1月1日施行）を制定し、これまでに30の道路について道路愛称を命名している。

（令和6年4月1日現在）

項番	愛称名	行政区	国・県・市道名	決定年月
1	青葉神社通	青葉区	市道青葉神社通線	S57. 5
2	国分町通	〃	市道国分町通線の一部	〃
3	定禅寺通	〃	国道45号の一部、市道定禅寺通線、市道定禅寺通宮町線の一部	〃
4	西公園通	〃	市道西公園通線	〃
5	駅前通	〃	市道駅前通線、市道南町通1号線の一部	〃
6	南町通	〃	市道南町通1号線の一部、市道片平五橋通線の一部	〃
7	北目町通	〃	市道北目町通線	〃
8	五ツ橋通	〃	市道片平五橋通線の一部	〃
9	宮城野通	宮城野区	市道宮城野通線	〃
10	愛宕上杉通	青葉区	国道286号の一部、県道仙台東線の一部、市道愛宕上杉通1号線、同2号線	S58. 12
11	晩翠通	〃	市道晩翠通線の一部	〃
12	新寺通	若林区	市道新寺通線	〃
13	卸町通	宮城野区・若林区	市道原町岡田(その1)線、市道原町岡田(その2)線、市道原町岡田(その3)線	〃
14	広瀬河畔通	太白区	国道286号の一部、県道仙台名取線の一部、市道元寺小路郡山線の一部	〃
15	秋保通	〃	国道286号の一部、県道仙台山寺線の一部	〃
16	宮城の萩大通り	宮城野区・若林区	市道台原南小泉(その7)線、市道館西町線の一部	H9. 3
17	泉中央通り	泉区	県道仙台東線の一部	H9. 6
18	泉ヶ岳通り	〃	県道泉塩釜線の一部	〃
19	すいせん通り	〃	市道泉中央歩行者専用道路3号線、同13号線～17号線	〃
20	泉中央広場	〃	市道泉中央歩行者専用道路1号線	〃
21	学校通り	〃	市道長命ヶ丘幹線2号線	H17. 3
22	愛の鐘通り	〃	市道長命ヶ丘幹線3号線の一部	〃
23	蕃山通り	宮城総合支所	県道落合停車場線	H21. 11
24	フラワースターロード	〃	県道秋保温泉愛子線の一部	〃
25	桜通り	〃	市道錦ヶ丘幹線1号線、同3号線	〃
26	瞑想の松通り	青葉区	市道旭ヶ丘線の一部、市道旭ヶ丘幹線3号線、市道台原旭ヶ丘線	H23. 3
27	愛子駅前大通り	宮城総合支所	県道愛子停車場線、県道秋保温泉愛子線の一部	H25. 2
28	愛子中央通り	〃	国道457号の一部	〃
29	開成通り	〃	市道愛子赤坂線の一部	〃
30	昭和市電通り	若林区	県道井土長町線の一部、市道土樋藤塚(その1)線	H25. 7
31	光彩通	青葉区	市道国分町1号線	H26. 9
32	稲荷小路	〃	市道国分町2号線の一部	〃
33	七福通り	〃	市道区画街路南12号線	〃
34	薬師高砂堀通り	若林区	市道大和町1号線、市道七郷堀線、市道控木前丁線の一部、市道東新丁線の一部	H27. 11
35	八木山てっぺんひろば	太白区	市道川内旗立(その1)線の一部	〃

36	蕃山西通り	宮城総合支所	市道栗生東線	H28. 4
37	鉄砲町通り	宮城野区	市道鉄砲町東二十人町1号線，市道鉄砲町榴ケ岡（その7）線，市道鉄砲町榴ケ岡（その8）線，市道鉄砲町榴ケ岡（その9）線の一部	R 4. 3
38	二十人町通り	〃	市道元寺小路福室（その7）線の一部	〃
39	名掛丁通り	〃	市道名掛丁歩行者専用道路1号線，市道鉄砲町榴ケ岡（その9）線の一部	〃
40	車町通り	〃	市道車町元寺小路1号線，市道元寺小路1号線	〃
41	原町本通り	〃	原町本通線の一部，原町坂下線	R 5. 9
42	大源横丁	〃	南目大源横丁線，南目北裏通線の一部，清水沼上線の一部	〃
43	岩井横丁	〃	苦竹下山横丁2号線	〃
44	佐々木横丁	〃	苦竹佐々木横丁2号線	〃
45	松原街道	〃	原町本通線の一部	〃

（資料：道路管理課）

8 放置自転車等対策

自転車，バイク（原動機付自転車及び自動二輪車）は，手軽で環境にも優しい交通手段として広く市民生活に定着している一方，その手軽さゆえに無責任に利用され，様々な問題も引き起こしている。特に昭和 50 年代以降，自転車等の路上放置は全国的に大きな社会問題となり，国も「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」を制定（昭和 55 年）するに至った。（平成 5 年「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に改正。）

本市においても，都市化の進展に伴い自転車等の路上放置が大きな問題となったことから，昭和 50 年代後半から対策の検討を行い，昭和 62 年には放置自転車等の撤去に関する「仙台市自転車等放置防止条例」，市営駐輪場に関する「仙台市自転車等駐車場条例」，民間駐輪場の整備促進に関する「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」の 3 条例を制定した。以後，本格的に放置自転車等対策に取り組み，歩行者の安全な通行と道路機能の確保，緊急時の活動の支障の除去，良好な都市景観の維持に努めている。（以下，条例における自転車等駐車場を「駐輪場」と表記する。）

（1）自転車等対策の基本方針

次の 3 つを基本方針として施策を行っている。

① 総合的対策の実施

自転車等を都市の交通手段の 1 形態として位置付け，その機能を発揮させながら秩序ある利用を図るために次の 3 つを総合した対策を実施する。

- ・駐輪場の整備：需要に応じた駐輪場の整備を進める
- ・放置の防止：自転車等の放置を規制し，必要な撤去等を行う
- ・適正利用の促進：利用者の責務の理解と主体的な実践を促す

② 応分負担の原則

自転車等の利用により，直接・間接的に便益を受ける者が，それぞれの立場で次のように「応分の負担（責務の履行）をする」ことを原則として対策を実施する。

- ・行政：公営駐輪場の整備や条例等による放置の規制（撤去の実施等）
- ・利用者：利用ルールの遵守，駐輪料金
- ・事業所・店舗等：附置義務制度等による従業員用及び来客等用の駐輪場の確保
- ・鉄道事業者：駅への駐輪場整備に関する行政への積極的協力

③ 地区別の対策

地区別の自転車等の利用形態の違いに応じ，次のような考え方で駐輪場を整備する。

[都心商業地区]

利用者・需要の原因施設が特定される利用（通勤，通学）と利用者・需要の原因施設が特定できない利用（買物等）が混在する。通勤，通学利用分の駐輪場は原因施設（勤務先，通学先）が自らの責任で整備・確保し，買物等利用分の駐輪場は行政・原因施設（商業施設等）が整備する。

[駅周辺地区]

鉄道事業者の協力を得て，行政が主体となり駐輪場を整備する。

(2) 市営駐輪場

① 整備状況 (令和6年4月1日現在)

区分	箇所数	収容台数(台)		
		自転車	バイク	計
都心部	6箇所	5,217	1,692	6,909
地下鉄駅	31箇所	8,701	1,713	10,414
J R 駅	27箇所	10,888	790	11,678
路上駐輪場	6箇所	703	59	762
計	70箇所	25,509	4,254	29,763

(資料：道路管理課)

② 利用状況

区分	利用台数(台)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都心部	1,599,538	1,582,598	1,676,603	1,702,267
地下鉄駅	2,218,190	2,328,268	2,407,135	2,506,728
J R 駅	2,261,771	2,297,200	2,368,289	2,409,805
路上駐輪場	747,825	779,765	774,960	842,369
計	6,827,324	6,987,831	7,226,987	7,461,169

(資料：道路管理課)

③ 利用料金

■駐輪場

(令和6年4月1日現在)

利用方法	屋根無し施設		屋根付き施設	
	自転車	バイク	自転車	バイク
一時利用	40円	90円	60円	120円
1か月定期	960円	1,400円	1,200円	1,800円
3か月定期	2,700円	4,200円	3,400円	5,200円
6か月定期	5,400円	8,100円	6,700円	10,200円
回数券(12枚)	400円	900円	600円	1,200円

(資料：道路管理課)

■路上駐輪場等

(令和6年4月1日現在)

車両の区分	利用区分	金額
自転車	駐車時間が2時間を超え8時間以内の場合	100円
	駐車時間が8時間を超える場合	駐車時間のうち8時間を超えた部分について8時間までごとに100円として計算した金額に100円を加算した金額
原動機付自転車	駐車時間が2時間を超え8時間以内の場合	200円
	駐車時間が8時間を超える場合	駐車時間のうち8時間を超えた部分について8時間までごとに200円として計算した金額に200円を加算した金額
自動二輪車	駐車時間が2時間を超え8時間以内の場合	300円
	駐車時間が8時間を超える場合	駐車時間のうち8時間を超えた部分について8時間までごとに300円として計算した金額に300円を加算した金額

(資料：道路管理課)

(3) 放置自転車等の撤去

放置自転車等の撤去・返還状況等は次のとおり。特に駐輪場周辺は放置禁止(規制)区域に指定し、重点的に撤去を行っている。

① 撤去・保管・返還の概要

[撤去]

実施区域で事前広報・路上指導を行いながら、撤去警告シールを貼付。貼付後、一定時間経過後も移動されない自転車・原付・自動二輪車を撤去する。

撤去後は実施区域に保管場所・返還方法等を周知する撤去告知板を設置する。

[保管・返還]

撤去告示後 30 日間保管する。防犯登録からの調査等を行い、所有者に通知して引取を求める。返還の際は自転車 2,100 円、原付・自動二輪車 4,000 円の手数を徴収する。返還されなかった自転車等は、関係団体の協力を得て一部をリサイクル利用し、他は処分する。なお、保管所は 3 か所（愛宕大橋、仙台駅、台原）あり、撤去区域ごとに分けて保管している。

② 撤去・返還状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自転車撤去：(台)	3,941	2,864	3,008	3,230
バイク撤去：(台)	60	33	39	35
撤去 計：(台)	4,001	2,897	3,047	3,265
自転車返還：(台)	2,304	1,592	1,711	1,862
バイク返還：(台)	49	21	26	14
返還 計：(台)	2,353	1,613	1,737	1,876
自転車返還率：(%)	58.46	55.59	56.89	57.65
バイク返還率：(%)	81.67	63.64	66.67	40.00
返還率 計：(%)	58.81	55.68	57.00	57.46

※ 返還率は年度内（4月1日～3月31日）に撤去した自転車、バイクの返還が、翌年度5月31日までに完了した割合。返還台数には盗難車発見の際の警察への提出分を含む。
（資料：道路管理課）

(4) 民間駐輪場の整備促進

一定規模以上の施設に対する駐輪場の附置義務制度及び一定の要件を満たす駐輪場の建設・管理運営への助成制度により、民間駐輪場の建設を奨励し、駐輪場の整備を促進している。

① 駐輪場附置義務制度の概要

[指定区域]

都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域
[施設用途ごとの設置台数の基準] (令和6年4月1日現在)

施設用途	面積基準	設置台数基準
小売店舗	400 m ² 以上	20 m ² につき1台
銀行等	500 m ² 以上	25 m ² につき1台
映画館・遊技場	300 m ² 以上	15 m ² につき1台
専修学校等	600 m ² 以上	30 m ² につき1台
事務所	2,000 m ² 以上	100 m ² につき1台

※ 混合用途施設は用途ごとに算定した台数の合計が20台以上となる場合に対象とする。

※ 各用途に応じた設置台数の緩和措置がある。

(資料：道路管理課)

② 附置義務駐輪場設置状況

(令和6年4月1日現在)

	件数：件	台数：台	自転車：台	原付：台	自二輪：台
青葉区	232	21,968	13,563	6,538	1,867
宮城野区	61	7,287	4,309	2,294	684
若林区	28	3,286	1,879	1,105	302
太白区	51	6,655	3,686	2,284	685
泉区	38	6,121	3,146	2,350	625
計	410	45,317	26,583	14,571	4,163

(資料：道路管理課)

③ 駐輪場建設・管理運営奨励制度の概要

[建設資金の助成]

一定の要件を満たす駐輪場を建設する者に対し、建設費の一部(1/3以内で上限額300万円)を助成する。

[建設費借入の際の融資斡旋]

一定の要件を満たす駐輪場を建設する者に対し、建設者が金融機関から低利で融資を受けられるように斡旋する。

[管理運営への助成]

一定の要件を満たす駐輪場を管理運営する者に対し、固定資産税と都市計画税の合計額に補助率(最大1/2)を乗じた額を一定期間(最長5年)助成する。

第3章 道路の整備・保全

本市では、「仙台市道路事業方針（令和3年度～令和12年度）」に基づき様々な取組みを進めているところであり、主な施策等の概要は以下のとおりである。

1 道路関係事業費

令和5年度の建設局道路関係事業費の執行状況は下記のとおりである。限られた予算のなかで道路のサービスレベルを維持しつつ、新たな整備を推進していくためには、より効率的かつ効果的に事業を進めていく必要がある。

(1) 道路関係事業費

■令和5年度道路関係事業費執行状況

内訳	決算額
道路橋りょう費	23,476,010 千円
道路橋りょう総務費	1,448,360 千円
道路維持費	5,781,995 千円
道路新設改良費	7,922,771 千円
自転車対策費	1,122,312 千円
橋りょう費	4,070,823 千円
街灯費	558,122 千円
都市計画街路事業費	2,571,628 千円

(資料：総務課)

(2) 令和5年度主要事業と事業費執行状況

■安全で安心な暮らしを支えるみちづくり(基本方針1)

事業名	決算額	記載箇所
地域生活道路等整備	3,745,560 千円	2-(1)①② 2-(2)①

■魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり(基本方針2)

事業名	決算額	記載箇所
広域交通ネットワーク整備	4,335,972 千円	3-(1)①②
鉄道駅周辺道路環境整備	120,219 千円	3-(2)
道路空間利活用推進	25,239 千円	3-(3)

■持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり(基本方針3)

事業名	決算額	記載箇所
道路防災対策	1,524,325 千円	4-(1)
無電柱化推進	74,882 千円	4-(2)
道路施設長寿命化修繕	5,296,862 千円	4-(3)

2 安全で安心なくらしを支えるみちづくり(基本方針1)

市民が日常的に利用する道路の交通安全対策やバリアフリー化を進めるとともに、道路の維持管理を適切に行うことで、子どもや高齢者をはじめとした市民一人ひとりの安全で安心なくらしを支えるみちづくりを進める。

(1) 生活道路の整備推進

① 生活道路の交通安全対策

通学路及び未就学児が集団で移動する経路の安全対策について、歩道の拡幅や整備等を実施することにより、安全性の向上を図る。また、市民の日常生活に利用される生活道路において、交通事故データなどを活用した危険個所の抽出を行い、地域や宮城県警察と連携し現場点検を実施した上で、通行車両の速度抑制や歩行者空間の確保など交通安全対策を進める。令和5年度より太白区袋原地区において、歩道拡幅を行っている。

■通学路の安全対策実施状況 (令和6年4月1日現在)

	全箇所数	仙台市	国
合同点検抽出箇所	636	621	15
対策済み	567	557	10
未実施	69	64	5

(資料：道路計画課)

■未就学児の移動経路の安全対策実施状況 (令和6年4月1日現在)

	全箇所数	仙台市	国
要対策箇所	207	206	1
対策済み	207	206	1
未実施	0	0	0

(資料：道路計画課)

② 生活道路の整備

通学路やバス通りをはじめとした地域の主要な生活道路において、安全性や緊急性等を踏まえ、歩行者や自転車、自動車の利用状況に応じた課題に対し、歩道整備や自転車通行空間の整備、道路改良などの整備に取り組む。

(2) 道路のバリアフリー化

① 歩行空間のバリアフリー化

「仙台市バリアフリー基本構想」に基づき、多くの人が集まる鉄道駅を中心とした4地区（都心、泉中央、長町、北仙台）において、道路特定事業計画に基づき、道路のバリアフリー化に向けた整備を進めるとともに、その他の地区の課題箇所についても、視覚障害者誘導用ブロックや歩道勾配、歩道段差の改善などの対策を引き続き進める。

■重点整備地区（令和6年4月1日時点で地区別構想が策定されているもの）

	重点整備地区面積	生活関連経路延長	経路数
都心地区	330ha	20,800m	53
泉中央地区	74ha	5,700m	18
長町地区	158ha	12,000m	30
北仙台地区	69ha	5,400m	12

（資料：道路計画課）

■主な整備内容

- 路面上の段差や勾配の改善
- 案内標識の整備や改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの整備や改善
- 歩道新設や拡幅等による整備
- 休憩できる施設の設置や改善
- 安心して歩ける明るい歩行空間の整備

② 街路樹の根上がり対策

街路樹は、杜の都を象徴するみどり豊かな美しい街並みを創出する一方で、成長するにつれて根が太くなり、歩道の舗装やブロックを持ち上げる等の根上がりが発生し、車いすやベビーカー利用者にとって通行の支障となるなどの課題が生じている。安全な道路空間を確保するため、仙台市みどりの基本計画に基づき、樹木の更新や支障根の除去、良好な成育環境を確保するなどの対策を行ったうえで舗装を修繕し、根上がりによる段差の解消を図るなど、効果的な対策を進めていく。また、道路整備に合わせて街路樹を新植する際には、根上がりが生じにくい植栽環境を確保する。

(3) 道路の維持管理

① 道路パトロールの実施

道路パトロールは、道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため定期パトロール、日常パトロール及び異常時パトロールを行っている。

建設局において実施している定期パトロールは、幹線道路における異常箇所等の早期発見を目的に、定期的にパトロールカーでの巡視を行っている。

また、各区役所及び各総合支所では、幹線道路以外の定期パトロール、幹線道路を含む日常パトロール及び異常時パトロールを実施している。

■道路パトロール実施状況

（令和6年4月1日現在）

対象路線	パトロール頻度	
	重要幹線道路	昼
夜		月1巡
その他幹線道路	昼	2ヵ月3巡
	夜	年4巡

（資料：道路保全課）

② 道路施設の点検

仙台駅周辺のペDESTリアンデッキや地下自由通路、地下歩道及び鉄道駅の自由通路に設置した昇降機（エスカレーター合計 34 基，エレベーター合計 39 基）の他，トンネル（北山，将監，南光台）や共同溝全区間における電気及び機械設備の保守点検を実施し維持管理に努めている。

③ 道路不具合通報システムの運用

平成 30 年度から本格運用を開始した「道路不具合通報システム」により，市民の方からスマートフォンアプリを通じて通報をいただくことで道路の不具合箇所の早期発見に繋がり，安全・安心な道路環境の維持に努めている。

■道路不具合通報システム登録者数・投稿実績

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録者数	228 人	271 人	246 人	294 人
投稿件数	591 件	813 件	886 件	1,019 件

※登録者数：投稿があった新規登録者数 (資料：道路保全課)

④ 冬道対策の推進

冬期間においては，気象情報などを活用しながら，主要な幹線道路等を対象に，除雪・凍結防止作業を実施し，安全な通行の確保に向けて取り組んでいる。

また，地域共助による除雪活動の促進に向け，町内会や PTA，商工会等を対象に，道路の除雪にご協力いただける団体「仙台雪道おたすけ隊」を募集しており，除雪用の物品の貸与や活動中の事故への補償などの支援を行っている。

さらに，道路の除雪にご協力いただける団体を対象に，小型除雪機購入費用の 9 割（上限 30 万円）を助成している。

■令和5年度除雪及び凍結防止実施状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

業 種	対 象 路 線	工 区	対象路線延長
除 雪	主要幹線道路及び補助幹線道路 丘陵部家屋連たん地域内主要道路	14	1,663 km
凍結防止剤 散布	山間部の主要道路 丘陵部及び平坦地主要道路	14	945 km

(資料：道路保全課)

■仙台雪道おたすけ隊登録団体及び小型除雪機械購入補助活用団体

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

団 体 種 別	団体数
仙台雪道おたすけ隊登録団体	88
小型除雪機械購入補助交付済み団体	129

(資料：道路保全課)

3 魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり(基本方針2)

広域的な道路ネットワークの整備や鉄道駅周辺の道路環境整備を進めるとともに、まちに賑わいをもたらす道路空間の利活用を行うことで、魅力的で活力のある都市を支えるみちづくりを進める。

(1) 広域的な道路ネットワークの整備

本市では、都市活動を支える道路ネットワークを構築するとともに、平常時と災害時を問わない円滑な輸送を確保するため、広域的な道路ネットワークを形成する都市計画道路や国道・県道の整備を進めている。

また、令和3年6月には、宮城県及び本市の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性を定めた「新広域道路交通ビジョン」及び、その具体的な計画である「新広域道路交通計画」を宮城県と合同で策定しており、引き続き、県・市で連携しながら整備を推進していく。

① 都市計画道路の整備

都市計画道路とは、人や車の安全で円滑な通行を確保し、都市活動を支えるとともに、良好な街並み形成や、火災の延焼を防止するなどの機能を持ち、都市計画法に基づき、ルート・幅員などを決定し、将来の目指すべき都市像（まちづくり）を実現するために、計画的に配置する道路である。

都市計画道路の整備は、線的事業として市が施行する街路事業・道路事業、面的事業として市・組合等が施行する土地区画整理事業、その他国等による事業で進められている。

本市の都市計画道路は、昭和2年6月、38路線104.6kmの決定に始まり、隣接市町との合併等による追加などを経て、平成21年度末には156路線、計画延長約504.45km（昭和2年比約5倍）となったが、人口減少時代の到来等の社会情勢の変化に伴う新たなまちづくりへの対応や、都市計画道路の区域内における長期の建築制限等の課題に対応するため、平成23年1月に都市計画道路網の見直しを行い、新たな幹線道路網を策定している。

現在は、骨格幹線道路網の形成や、都心部の通過交通の抑制に資する都市計画道路の整備を優先的に進めている。

■都市計画道路の整備状況（令和6年4月1日現在）

計画路線数	156 路線
計画延長（A）	430.40 km
整備済延長（B）	370.83 km
事業中未供用延長（C）	2.02 km
整備率（B/A）	86.2%
着手率（(B+C)/A）	86.6%

（資料：道路計画課）

■都市計画道路の事業認可取得状況

(令和6年4月1日現在)

都市計画道路名	工区	延長 (k m)	期間(年度)	
			自	至
長町八木山線	土手内	1.0	平成2年度	令和8年度
元寺小路福室線外1	五輪	1.4	平成14年度	令和20年度
宮沢根白石線	南鍛冶町	1.3	平成14年度	令和6年度
郡山折立線	大野田	0.4	平成23年度	令和9年度
南小泉茂庭線	宮沢橋	0.3	平成28年度	令和12年度

(資料：道路計画課)

② 国道・県道の整備

広域的な道路ネットワークを形成している国道や県道のうち、本市が管理する道路について、道路拡幅や交差点改良などの整備を進める。

■整備中の主な路線

- ・国道286号(南赤石工区)
- ・主要地方道泉塩釜線(野村工区)

(2) 鉄道駅周辺の道路環境整備

バリアフリー法及び基本方針に基づき、1日当りの平均利用者数3,000人以上の鉄道駅を対象に、段差の解消等の実施が求められていることから、バリアフリーに対応できていない仙石線福田町駅と仙山線愛子駅について、バリアフリー化を推進する。

特に、現在の仙石線福田町駅舎は曲線区間に位置しており、車両停車時にホームとの間に大きな段差が発生することから、駅舎及び自由通路を移転することにより、抜本的な対策を実施する。令和6年度は、自由通路の設計に加え関連する駅周辺施設の整備に係る鉄道施設の支障移転設計などを実施する。

(3) 道路空間利活用等の推進

平成28年9月の国家戦略特区の認定や令和2年11月の道路法改正(歩行者利便増進道路制度の創設)を受け、全国的に道路空間におけるオープンカフェやイベント等の開催による賑わいの創出等の機運が高まっている。本市においても地元商店街などが参加するまちづくり協議会が主体となり定禅寺通や宮城野通、青葉通などで、社会実験やマルシェの開催等の取組みが実施されており、道路管理者として地域の活性化や憩い、賑わいの創出に向けて、関係課や地域活動の関係者と連携し、人中心の道路空間の構築や利活用の促進等に係る支援・検討を進める。

また、定禅寺通については、令和5年3月に策定した定禅寺通再整備方針に基づき整備を進める。

4 持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり(基本方針3)

緊急輸送道路をはじめとした道路の防災対策や機能強化を進めるとともに、無電柱化の推進や道路施設の長寿命化を行うことで、持続可能で強靱な都市を支えるみちづくりを進める。

(1) 道路の防災・減災対策

災害発生時の避難や救助に欠かせない緊急輸送道路を中心に、落橋防止や橋脚補強など、橋梁の震災対策について計画的に実施している。

また、落石や岩盤崩落などが予測される道路法面について、道路防災点検の結果を踏まえ、防災対策工事を進めている。

さらに、道路陥没を未然に防ぐ取組みとして、幹線道路を中心とした路面下空洞調査により空洞状況を確認し、必要な対策を講じている。

(2) 無電柱化の推進

無電柱化とは、道路の地下空間に管路を整備し、そこに電力線や通信線をまとめて収容する電線共同溝方式^{*}や、表通りから見えないように電線を配置する裏配線方式^{*}などにより道路から電柱・電線をなくすことである。

仙台市内では、これまで仙台駅周辺やあすと長町地区の主要な道路などにおいて単独地中化^{*}や電線共同溝等の整備実績があり、その延長は令和5年度末時点で約53kmとなっている。

本市では、令和2年3月に「仙台市無電柱化推進計画（令和2年度～令和11年度）」を策定したところであり、「防災性の向上」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「都市景観の向上と観光振興」の3つの基本方針に基づき、「10年」「10km」「10路線」を計画期間及び整備目標とした。令和4年3月には新規着手する都市計画道路を、令和5年3月には本庁舎建替え事業の周辺道路2路線を整備計画路線として追加した。さらに、新たな電柱の占用制限も推進していく。

*：電線共同溝方式

管路部や特殊部（電線類の分岐部分を収容するための施設）で構成される電線共同溝に電線類をまとめて収容することにより、電線を地中化する方式をいう。

*：裏配線方式

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りを無電柱化する方式をいう。

*：単独地中化

電線管理者が全額負担して整備する方式をいう。

■仙台市無電柱化推進計画における整備計画路線

(令和6年4月1日現在)

	路線名	区間		基本方針に基づく主な位置付け
		起点	終点	
①	仙台泉線外1線	青葉区昭和町	青葉区堤町3丁目	緊急輸送道路
②	元寺小路郡山線	太白区八本松1丁目	太白区郡山4丁目	緊急輸送道路
③	元寺小路福室(その7)線外1線	宮城野区五輪1丁目	宮城野区二十人町	緊急輸送道路
④	元寺小路福室線(五輪)	宮城野区銀杏町	宮城野区南目館	骨格幹線道路
⑤	宮沢根白石線(南鍛冶町~舟丁)	若林区舟丁	若林区連坊小路	骨格幹線道路
⑥	南小泉茂庭線(宮沢橋)	若林区舟丁	若林区堰場	骨格幹線道路
⑦	郡山折立線(大野田)	太白区太子堂	太白区大野田2丁目	骨格幹線道路
⑧	北仙台停車場線外1線	青葉区昭和町	青葉区昭和町	バリアフリーに配慮する道路
⑨	東八番丁小田原(その1)線外2線	宮城野区榴岡3丁目	若林区新寺2丁目	多くの来訪者が集まる賑わい道路
⑩	青葉山線	青葉区大町1丁目	青葉区大町2丁目	多くの来訪者が集まる賑わい道路
⑪	郡山折立線(郡山)	太白区郡山7丁目	太白区あすと長町3丁目	骨格幹線道路
⑫	郡山折立線(青葉山)	太白区八木山南5丁目	青葉区茂庭	骨格幹線道路
⑬	宮沢根白石線(南光台)	青葉区小松島新堤	泉区南光台7丁目	骨格幹線道路
⑭	北一番丁1号線	青葉区国分町3丁目	青葉区国分町3丁目	緊急輸送道路
⑮	区画街路北8号線	青葉区国分町3丁目	青葉区国分町3丁目	緊急輸送道路

※ 上記路線を電線共同溝方式で無柱化した場合、整備延長は約16km。

※ 緊急輸送道路には、主要な防災拠点との連絡機能を担う路線を含む。

(資料：道路計画課)

(3) 道路施設の長寿命化

点検が法定化されている橋梁，トンネル，シェッド，横断歩道橋などの大型構造物に加え，その他主要施設について，5年に1回の頻度で定期点検を実施し，施設の健全性を把握することとしている。

これらの点検結果を踏まえ，これまでの損傷が深刻化してから修繕を行う「対症療法型維持管理」から，損傷が大きくなる前に修繕を行う「予防保全型維持管理」に転換し，事故の未然防止やコスト縮減，予算の平準化を図るため，施設毎の長寿命化修繕計画の策定を進めている。これまでに橋梁，トンネル，シェッド・シェルター，舗装，ボックスカルバート，道路案内標識・道路情報板，ペDESTリアンデッキ，道路照明施設，横断歩道橋，共同溝，地下自転車等駐車場・地下通路の長寿命化修繕計画を取りまとめており，順次修繕工事を実施している。